

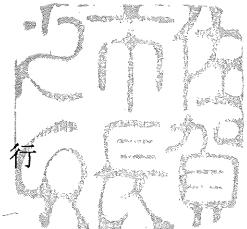
## 諮詢書

佐市市税第 539 号  
平成 25 年 1 月 10 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

### 1. 諒問内容

軽自動車税システムにおける身体障がい者等の減免情報の電子計算機処理の開始について

### 2. 電子計算機処理の導入目的

#### (1) システムの概要

本市では、軽自動車税に関する業務のうち、軽自動車の所有者情報及び車両情報を軽自動車税システムで管理しており、これらの情報を住民基本台帳情報や市税の収納情報と連携することで、軽自動車の新規・変更・廃車等の登録業務や、軽自動車税の課税業務などを行っている。

#### (2) 問題点

軽自動車税に関する業務のうち、身体障がい者等の軽自動車税減免に関する情報については、軽自動車税システムとは別にエクセルで管理しており、住民基本台帳や市税の収納情報とは連携していないため、つぎのような問題が発生している。

- ① 軽自動車税身障者減免の継続対象者の資格審査に時間がかかる。(エクセルに登録している所有者及び障がい者の氏名や住所、減免対象車両の要件等の情報が、軽自動車税システムのものと同じであるかの確認が必要。)
- ② 各種書類郵送時の郵便番号、住所、氏名等の確認に時間がかかるとともに、誤送付の恐れがある。(郵送に要する情報はエクセルで管理しており、郵送する全件の情報が住民基本台帳情報と一致するかどうかの確認が必要となる。)
- ③ 県税事務所が保有している普通自動車税の減免情報(約 3 千件)との重複調査に時

間がかかる。(身障者の減免は原付バイク、軽自動車、普通自動車をとおして一人一台分のみが対象となるため。)

(3) 導入目的

これらの問題点を改善するために軽自動車税システムを改修し、身障者減免情報を登録することで、住民サービスの向上と業務の適正化及び効率化を図りたい。

3. 電子計算機処理を行う個人情報の内容

別紙1のとおり

4. 電子計算機処理を行う時期

平成25年2月(答申後)

(システムの本稼動は平成25年4月1日)

5. 個人情報の適切な取り扱いについての措置

別紙2のとおり

6. 所管課

市民生活部 市民税課

## 新たに電子計算機処理を行う個人情報

## 減免対象者情報

- ①運転区分  
(本人運転、家族運転、  
常時介護者運転、構造上)
- ②障害者氏名
- ③障害者手帳種類  
(身体障害者手帳、療育手帳、  
精神障害者保健福祉手帳、  
戦傷病者手帳)
- ④障害者手帳番号
- ⑤運転者氏名
- ⑥用途  
(通学(通園)、通院、通所、生業(通勤)、  
帰宅(入所)、その他)
- ⑦車体の形状  
(車いす移動車、身体障害者輸送車、  
入浴車、その他)

## 既に電子計算機処理を行っている個人情報

## 軽自動車所有者情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③個人番号
- ④世帯番号
- ⑤住所

## 車両情報詳細

- ①標識番号
- ②車種
- ③課税区分
- ④通知書番号
- ⑤税額
- ⑥納付額
- ⑦納付日
- ⑧滞納状況(有・無)
- ⑨車名
- ⑩型式
- ⑪車体番号
- ⑫年式
- ⑬処理日
- ⑭登録日
- ⑮譲渡日
- ⑯車変日
- ⑰廃車日
- ⑱リース状況
- ⑲備考

## 【軽自動車税システム】

別紙 2

### 個人情報の適切な処理についての措置

本システムは重要な個人情報を取り扱うため、次のような個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行う。

#### 1. システム運用に関する責任者の任命

市民税課長を責任者に命ずる。

#### 2. セキュリティ対策

本システムは、佐賀市基幹行政システムのサブシステムのため、次の対策が採られています。

- (1) パソコンを立ち上げるときと佐賀市基幹行政システムにログインするときに、それぞれ ID とパスワードの入力が必要。
- (2) 30 分間、端末機を操作しなければ、自動的に佐賀市基幹行政システムからログオフされる。
- (3) 佐賀市基幹行政システムのサーバーと端末機はインターネット等の外部との接続の無い、基幹系ネットワーク上で運用されている。
- (4) ID パスワードによる操作権限

市民税課軽自動車税担当及び、各支所の担当のみ操作可能となるよう佐賀市基幹行政システムの ID パスワードで設定する。

#### 3. その他の対策

##### (1) データのバックアップ

佐賀市基幹行政システムの運用の中で、夜間、定期的にバックアップを実施する。

##### (2) 操作記憶

佐賀市基幹行政システムの機能を利用し、操作ログを残すこととする。

##### (3) ウイルス対策

外部からの不正侵入、スパイウェア、コンピュータウイルス等に対しての対策を講じるため、端末機にはウイルス対策ソフトを導入する。

端末機のウイルスパターンファイルは情報システム課が準備し、自動的に更新される。

軽自動車税システム概要図

